

判決年月日	平成 2 3 年 4 月 2 6 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 2 2 年（行ケ）第 1 0 2 7 7 号		
○ 名称を「椅子型マッサージ機」とする発明に係る特許について，進歩性欠如，分割要件違反，補正要件違反及び記載要件違反の各主張を排斥して原告（請求人）の無効審判請求を不成立とした審決の取消請求を棄却した事例			

（関連条文）特許法 1 7 条の 2 第 3 項，2 9 条 2 項，3 6 条 4 項 1 号，6 項 1 号，2 号，4 4 条

1 事案の概要

被告は，平成 9 年 4 月 2 5 日，名称を「椅子型マッサージ機」とする発明につき，特許出願をし，平成 1 6 年 1 月 2 6 日，分割出願して本件の特許出願とし（特願 2 0 0 4 - 1 7 5 7 9 号），平成 1 6 年 8 月 2 7 日，特許登録を受けた（特許第 3 5 9 0 6 2 9 号，請求項 1 ないし 4）。

原告は，平成 2 1 年 1 0 月 1 9 日，本件特許につき無効審判請求をしたところ（無効 2 0 0 9 - 8 0 0 2 1 8 号事件），特許庁は，平成 2 2 年 7 月 2 3 日，「本件審判の請求は，成り立たない。」との審決をしたので，原告がその取消しを求めたのが本件訴訟である。

審決の理由は，本件各発明は，本件出願日当時，引用例たる甲第 1 号証（特開平 8 - 8 9 5 4 0 号公報）に記載された発明に甲第 2 号証及び甲第 3 号証（特開昭 5 3 - 1 0 4 3 5 9 号公報）に記載された事項ないし周知技術を組み合わせることによっても，又は甲第 3 号証に記載された発明に甲第 1，第 2 号証に記載された事項ないし周知技術を組み合わせることによっても，当業者において容易に想到できたものではなく，分割要件違反，補正要件違反及び記載要件（実施可能要件，明確性要件，サポート要件）違反はない，というものである。

2 裁判所の判断

裁判所は，本件各発明は，本件出願日当時，甲第 1 号証に記載された発明に甲第 2，第 3 号証に記載された事項ないし周知技術を組み合わせることによっても，甲第 3 号証に記載された発明に甲第 1，第 2 号証に記載された事項ないし周知技術を組み合わせることによっても，当業者において容易に想到できたものではないとして，審決の進歩性判断に誤りがあるとはいえないとした。なお，審決は，甲第 1 号証のマッサージ機には足裏支持ステップを設けることに関して記載も示唆もないとして，上記のとおり本件各発明は進歩性を欠くものではない旨を説示したが，裁判所も，甲第 1 号証のマッサージ機に足裏支持ステップが設けられたフットレストを追加する構成は記載も示唆もされておらず，動機付けに欠けるところとして，上記のとおり甲第 1 号証を主引用例とする進歩性欠如の主張を排斥した。

また，裁判所は，分割要件違反，補正要件違反及び記載要件（実施可能要件，明確性要件，サポート要件）に係る審決の判断にも誤りがあるとはいえないと判示した。